

2.2 社会的状況

2.2.1 行政区画

本市は、静岡県西端に位置し、東西に約52km、南北に約73km、面積は1,558.06km²であり、北は赤石山系、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖と四方を多様な自然に囲まれている。

また、令和6年1月1日より、行政区画が7区（中区、東区、南区、西区、北区、浜北区、天竜区）から3区（中央区、浜名区、天竜区）に再編され、事業予定地のある西区は中央区に変わる。

事業予定地は本市の南端に位置している。本市及び事業予定地の位置を図2.2.1に示す。

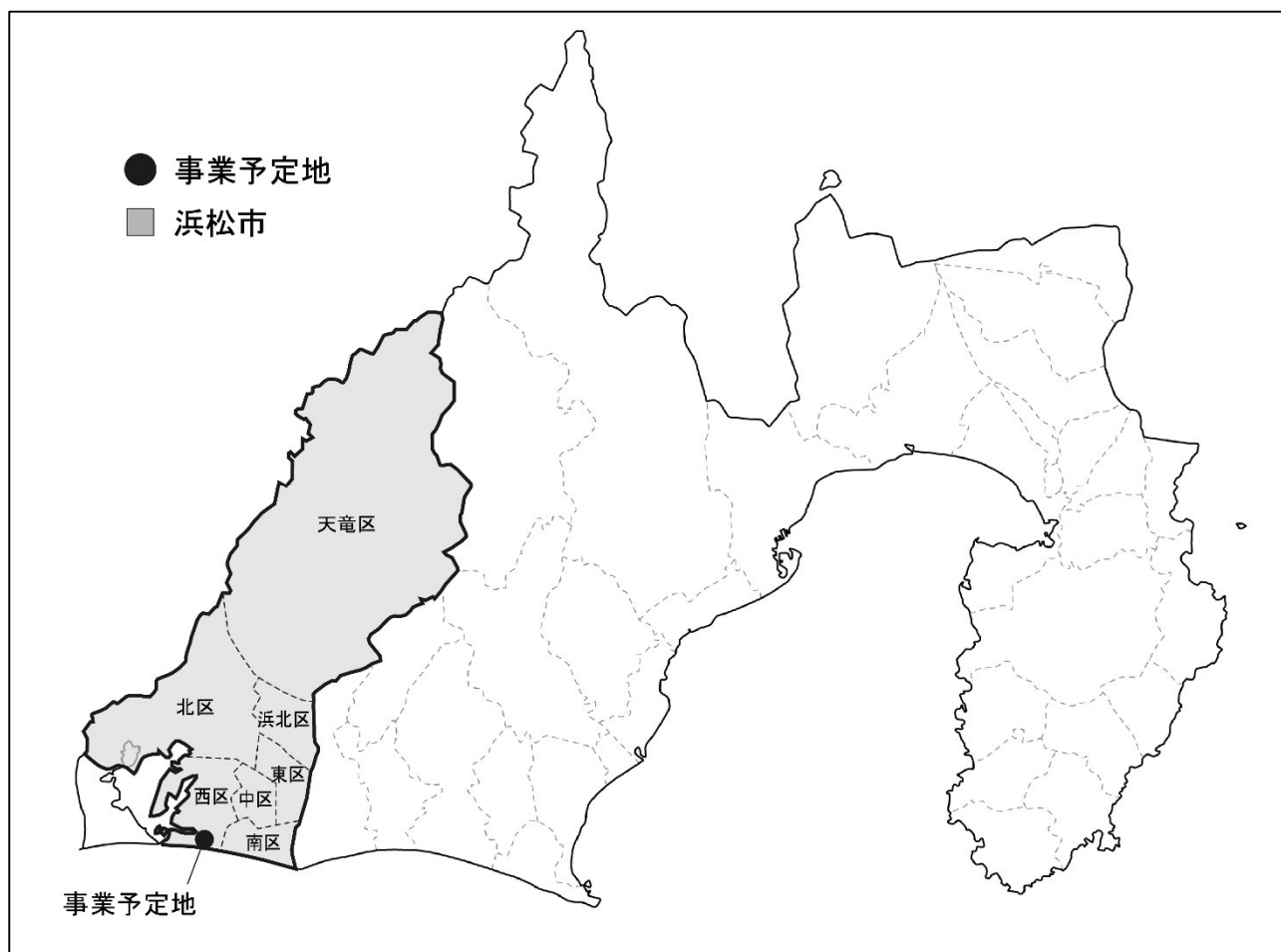


図 2.2.1 位置図

2.2.2 人口・世帯数

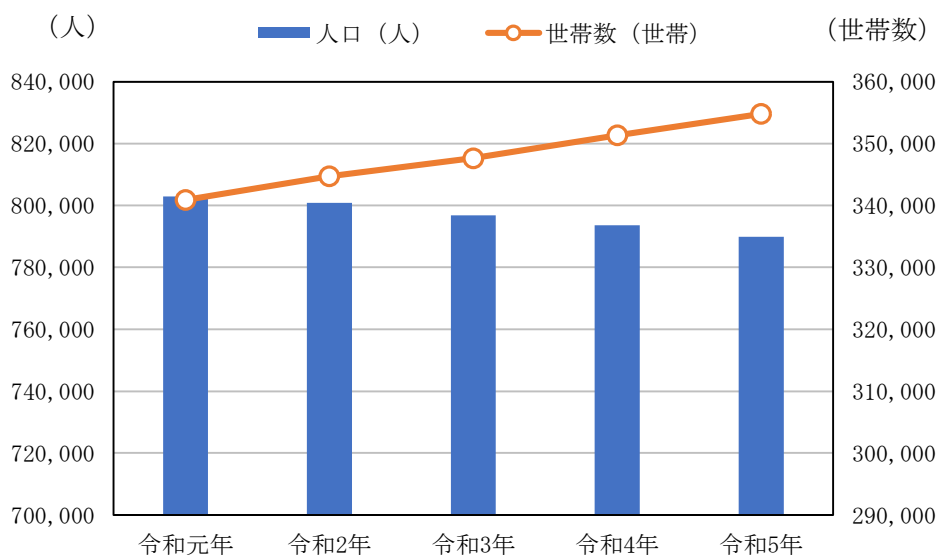
本市の人口及び世帯数の推移を表 2.2.1 及び図 2.2.2 に示す。令和 5 年 10 月 1 日現在における人口の合計は 789,822 人、世帯数の合計は 354,797 世帯である。人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。

表 2.2.1 浜松市の人口及び世帯数の推移

項目	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人口 (人)	802,856	800,760	796,829	793,615	789,822
世帯数 (世帯)	340,896	344,732	347,652	351,337	354,797

注) 各年 10 月 1 日現在 (外国人含む)。

出典: 「区別・町別人口世帯数一覧表」(浜松市ホームページ 人口・世帯)

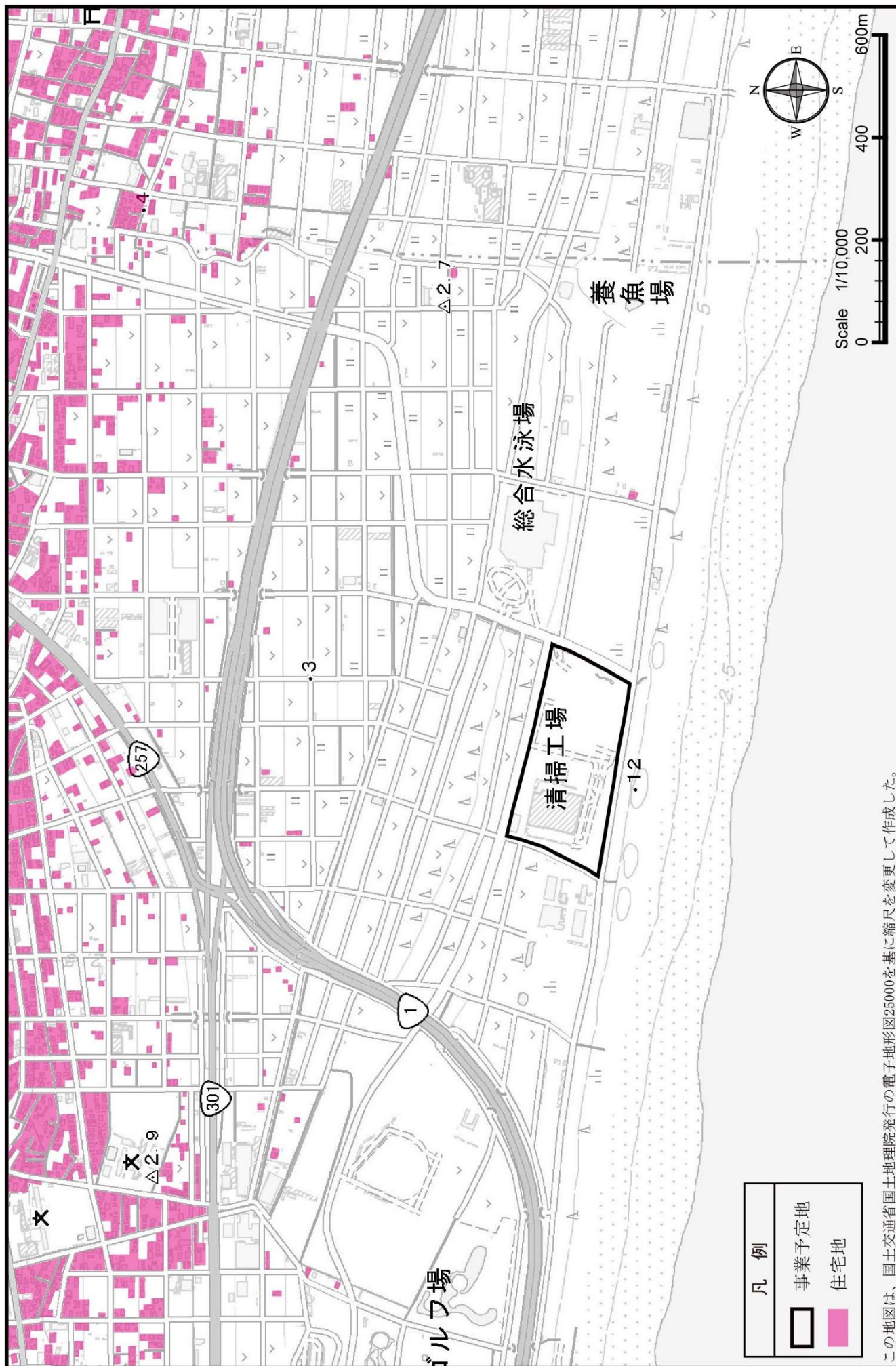


出典: 「区別・町別人口世帯数一覧表」(浜松市ホームページ 人口・世帯)
令和元年～令和 5 年 (各年 10 月 1 日現在) より作成

図 2.2.2 浜松市の人口と世帯数の推移 (各年 10 月 1 日現在)

2.2.3 集落

事業予定地及びその周辺の住宅地の分布状況を図 2.2.3 に示す。事業予定地の南側は太平洋の遠州灘海域となっており、事業予定地周辺には住宅地はほとんどないが、事業予定地から最も近い住宅は東側約 320m にある。



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

図2.2.3 周辺の住宅地の分布状況

2.2.4 交通

事業予定地及びその周辺の主要道路網と鉄道の分布状況、及び令和3年度の全国道路・街路交通情勢調査の交通量観測地点を図2.2.4に、その交通量観測地点の交通量を表2.2.2に示す。

主要道路は、一般国道1号、一般国道257号、一般国道301号などが挙げられ、一般国道1号は篠原インターチェンジを境に東側が浜松バイパス、西側が浜名バイパスとなっている。その他、一般国道1号の北側を並行して走る舞阪竜洋線などがある。

鉄道は、事業予定地の北側を東海道新幹線と東海道本線が並行して東西に走っており、最寄り駅は北東約2km離れた東海道本線の高塚駅になる。

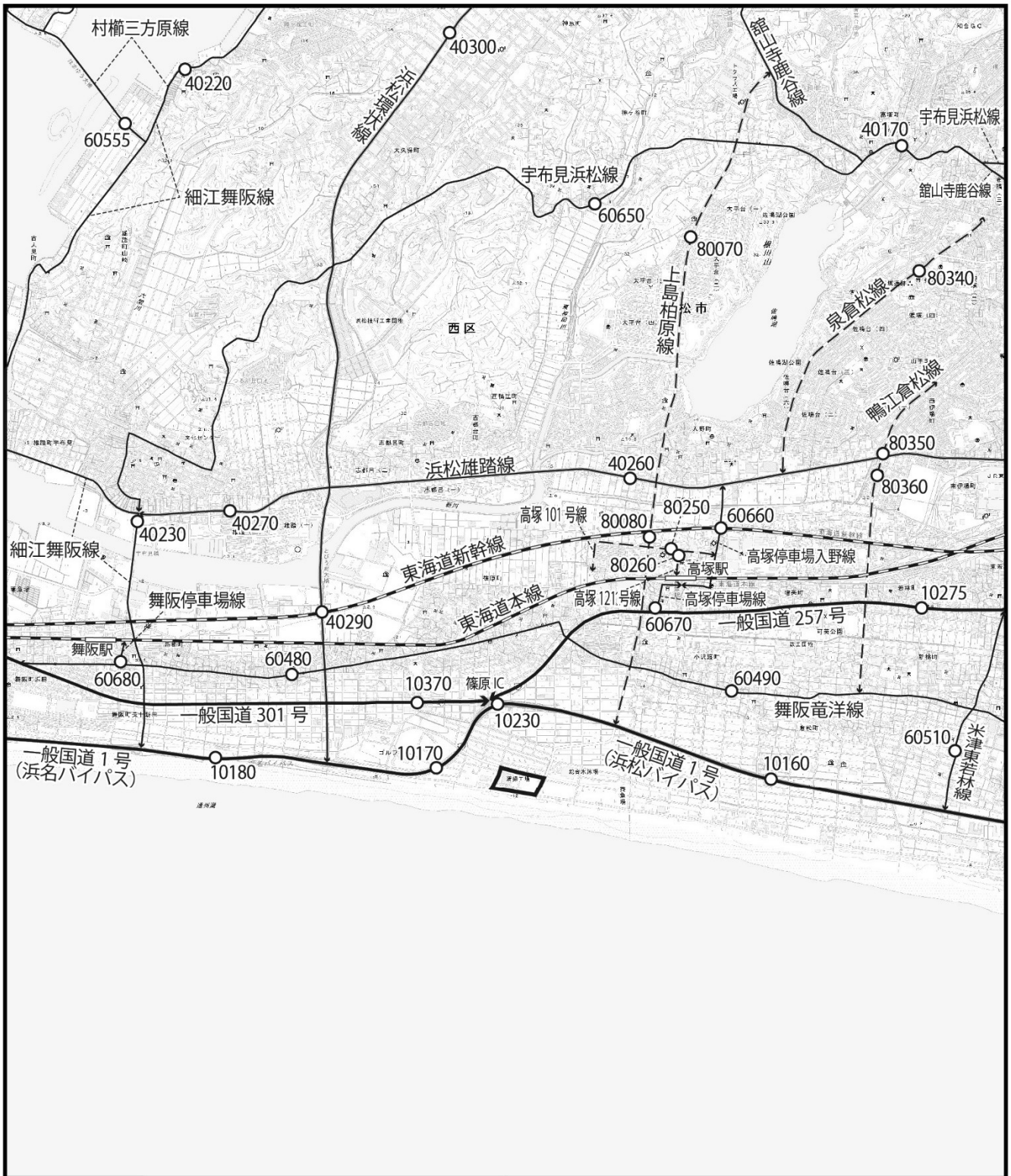
表2.2.2 全国道路・街路交通情勢調査結果（令和3年度）

交通量 調査単位 区間番号	路線名	観測地点名	交通量調査結果	
			12時間 交通量(台)	24時間 交通量(台)
10160	一般国道1号(浜松BP)	浜松市中央区小沢渡町	23,634	34,350
10170	一般国道1号(浜名BP)	浜松市中央区坪井町	25,810	39,489
10180	一般国道1号(浜名BP)	浜松市中央区馬郡町	29,869	44,505
10230	一般国道1号	浜松市中央区篠原町	11,669	15,287
10275	一般国道257号	浜松市中央区若林町957-4	10,769	13,949
10370	一般国道301号	浜松市中央区篠原町23309-1	13,610	17,513
40170	舘山寺鹿谷線	浜松市中央区富塚町1949-1	9,249	11,185
40220	細江舞阪線	浜松市中央区古人見町1066-1	8,158	10,437
40230	細江舞阪線	浜松市中央区雄踏町宇布見9611-1	10,482	13,522
40260	浜松雄踏線	浜松市中央区入野町9918-1	21,230	25,949
40270	浜松雄踏線	浜松市中央区雄踏2丁目112-18	12,043	15,776
40290	浜松環状線	浜松市中央区坪井町442-14	20,149	27,806
40300	浜松環状線	浜松市中央区大人見町3393-6	18,696	25,614
60480	舞阪竜洋線	浜松市中央区坪井町1323-2	4,498	5,667
60490	舞阪竜洋線	浜松市中央区小沢渡町806	4,809	6,059
60510	米津東若林線	浜松市中央区堤町102	5,126	6,459
60555	村櫛三方原線	浜松市中央区古人見2769-1ほか	584	695
60650	宇布見浜松線	浜松市中央区神ヶ谷町9412-1	5,300	6,678
60660	高塚停車場入野線	浜松市中央区高塚町	6,994	8,393
60670	高塚停車場線	浜松市中央区高塚町4701-2	1,128	1,331
60680	舞阪停車場線	浜松市中央区馬郡町2138-1	644	760
80070	上島柏原線	浜松市中央区大平台2丁目116-5	13,057	17,235
80080	上島柏原線	浜松市中央区高塚町1610-1	14,338	19,356
80250	高塚101号線	浜松市中央区高塚町742-1	1,155	1,363
80260	高塚121号線	浜松市中央区高塚町742-1	1,155	1,363
80340	泉倉松線	浜松市中央区蛸塚4丁目22-1	12,842	16,951
80350	鴨江倉松線	浜松市中央区西伊場町62-3	14,254	18,958
80360	鴨江倉松線	浜松市中央区西伊場町55-1	13,392	17,677

注1) 交通量調査結果の斜体は推定値を示す。

注2) 交通量調査単位区間番号は、図2.2.4中の区間番号に対応している。

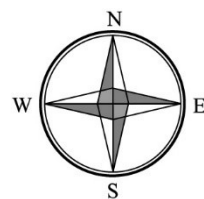
出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省）



凡例

- 事業予定地
- 一般国道
- 県道
- 市道
- 鉄道
- 10000 交通量観測地点及び区間番号

図2.2.4 主要道路網、鉄道の分布及び交通量観測地点



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 静岡県交通量図」（静岡県 交通基盤部道路局道路企画課）

2.2.5 土地利用

(1) 地目別面積

本市の地目別面積とその構成比を表 2.2.3(1)、(2)に示す。総数から見ると山林が 51.4%を占めており、次いで畑が 17.8%、住宅地が 8.4%の順になっている。

表 2.2.3(1) 浜松市の地目別面積とその構成比

項目	総数	住居				田	畑
		商業地	工業地	住宅地	その他		
面積 (km ²)	587.9889	2.1246	8.7410	49.3693	44.2915	33.3242	104.9315
構成比 (%)	100.0	0.4	1.5	8.4	7.5	5.7	17.8

表 2.2.3(2) 浜松市の地目別面積とその構成比

項目	山林	原野	池沼	雑種地	牧場	鉱泉地(m ²)
面積 (km ²)	302.2501	7.8897	3.8039	31.2630	0.0000	36
構成比 (%)	51.4	1.3	0.6	5.3	0.0	0.0

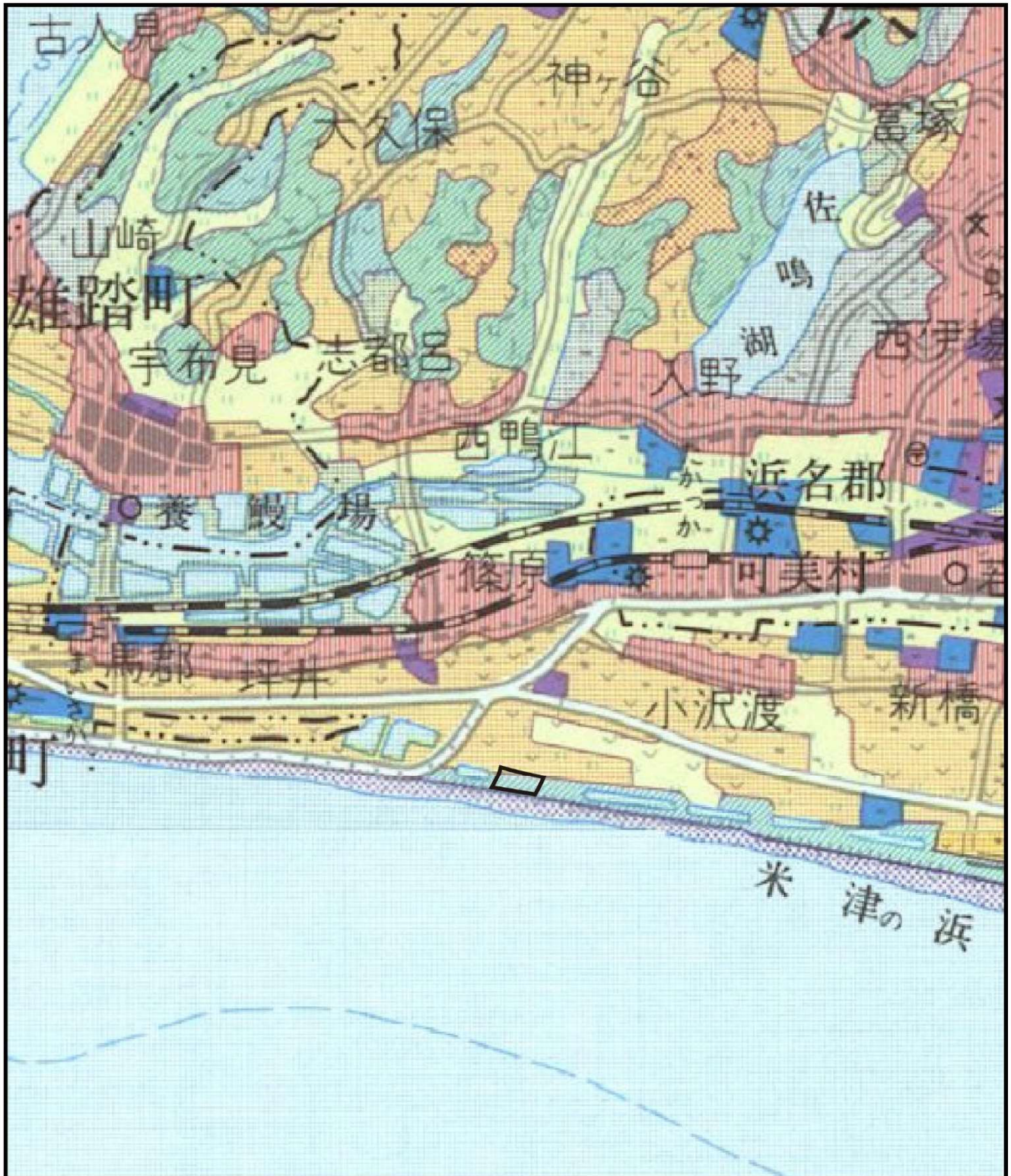
注 1) 令和 3 年 1 月 1 日現在

注 2) 構成比は少数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

出典：「令和 4 年版 浜松市統計書」(令和 5 年 3 月 浜松市)

(2) 事業予定地及びその周辺の土地利用の状況

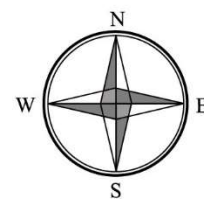
事業予定地及びその周辺の土地利用状況を図 2.2.5 に示す。事業予定地及びその周辺は、田や畑、住宅地、工業地、公共公益用地などの利用がある。



凡例

- 事業予定地
- 住宅地
- 野草地
- 工業地
- 田
- 裸地
- 公共公益用地
- 普通畑
- 茶畑
- 空閑地
- 針葉樹林
- 水面・河川
- 混交樹林及びその他の林地

図2.2.5 土地利用の状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

出典:「地理院地図 20万分の1土地利用調査」(国土交通省 国土地理院)

(3) 用途地域

本市の用途地域別の面積を表 2.2.4 に、事業予定地及びその周辺の都市計画の用途地域の指定状況を図 2.2.6 に示す。

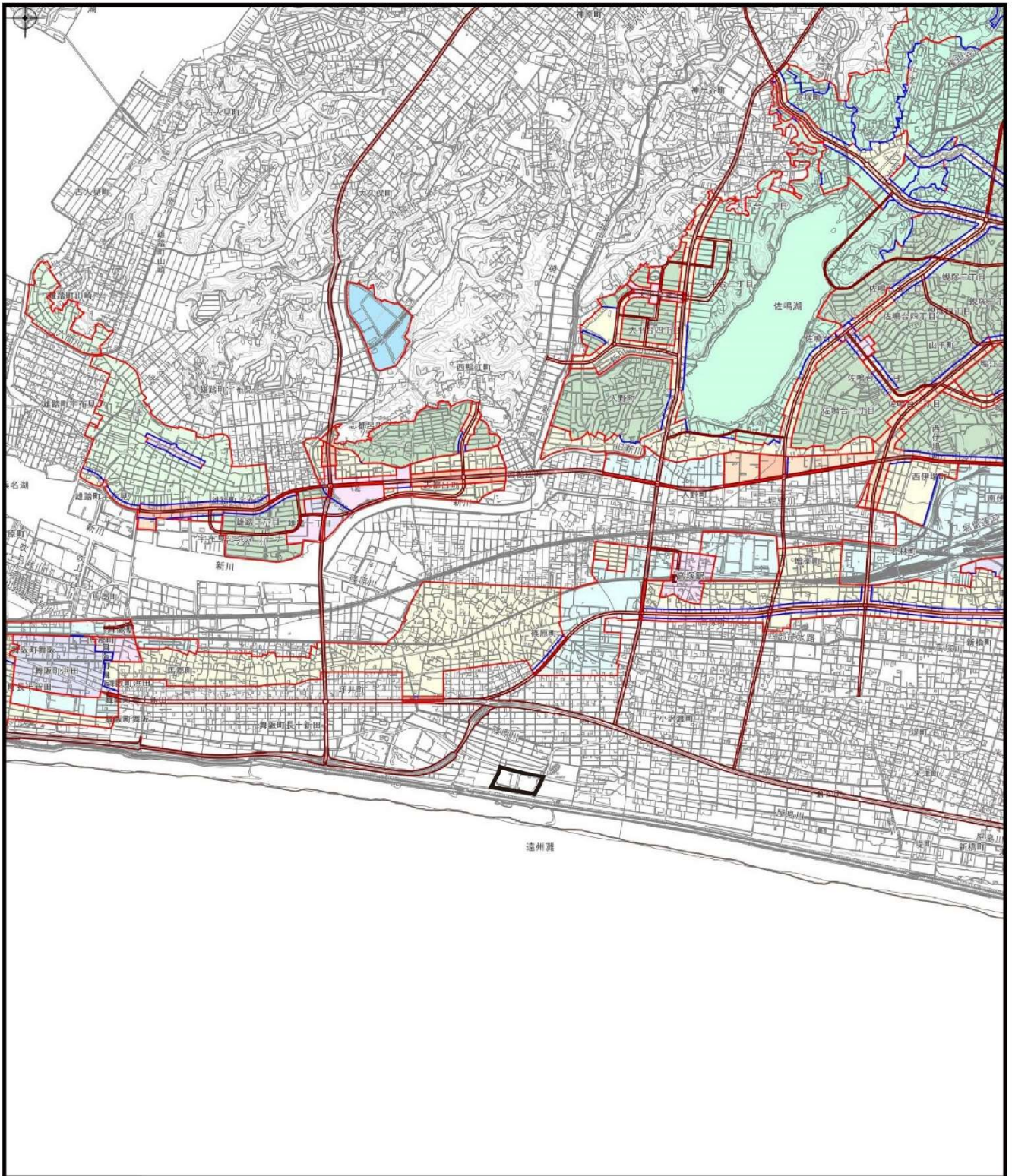
事業予定地及びその周辺は、用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）に指定されており、海岸一帯は都市計画公園となっている。

表 2.2.4 用途地域別面積

項目		面積 (ha)	比率 (%)
市域面積		155,806	—
用途地域	総数	9,889.7	100.0
	第1種低層住居専用地域	1,079.0	10.9
	第2種低層住居専用地域	32.4	0.3
	第1種住居専用地域	—	—
	第1種中高層住居専用地域	1,400.2	14.2
	第2種中高層住居専用地域	594.4	6.0
	第2種住居専用地域	—	—
	第1種住居地域	3,194.8	32.3
	第2種住居地域	498.5	5.0
	準住居地域	175.1	1.8
	住居地域	—	—
	近隣商業地域	570.7	5.8
	商業地域	344.2	3.5
	準工業地域	399.3	4.0
	工業地域	1,142.6	11.6
工業専用地域	458.5	4.6	

注) 令和3年4月1日現在

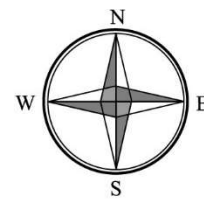
出典:「令和4年版 浜松市統計書」(令和5年3月 浜松市)



凡例

- 事業予定地
- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 市街化調整区域
- 区分線(道路等)

図2.2.6 都市計画用途地域の指定状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

出典：「浜松市都市計画マップ」（浜松市ホームページ 浜松市地図情報サイト 令和5年2月27日現在）

2.2.6 環境保全についての配慮が必要な施設等

(1) 幼稚園、小学校等

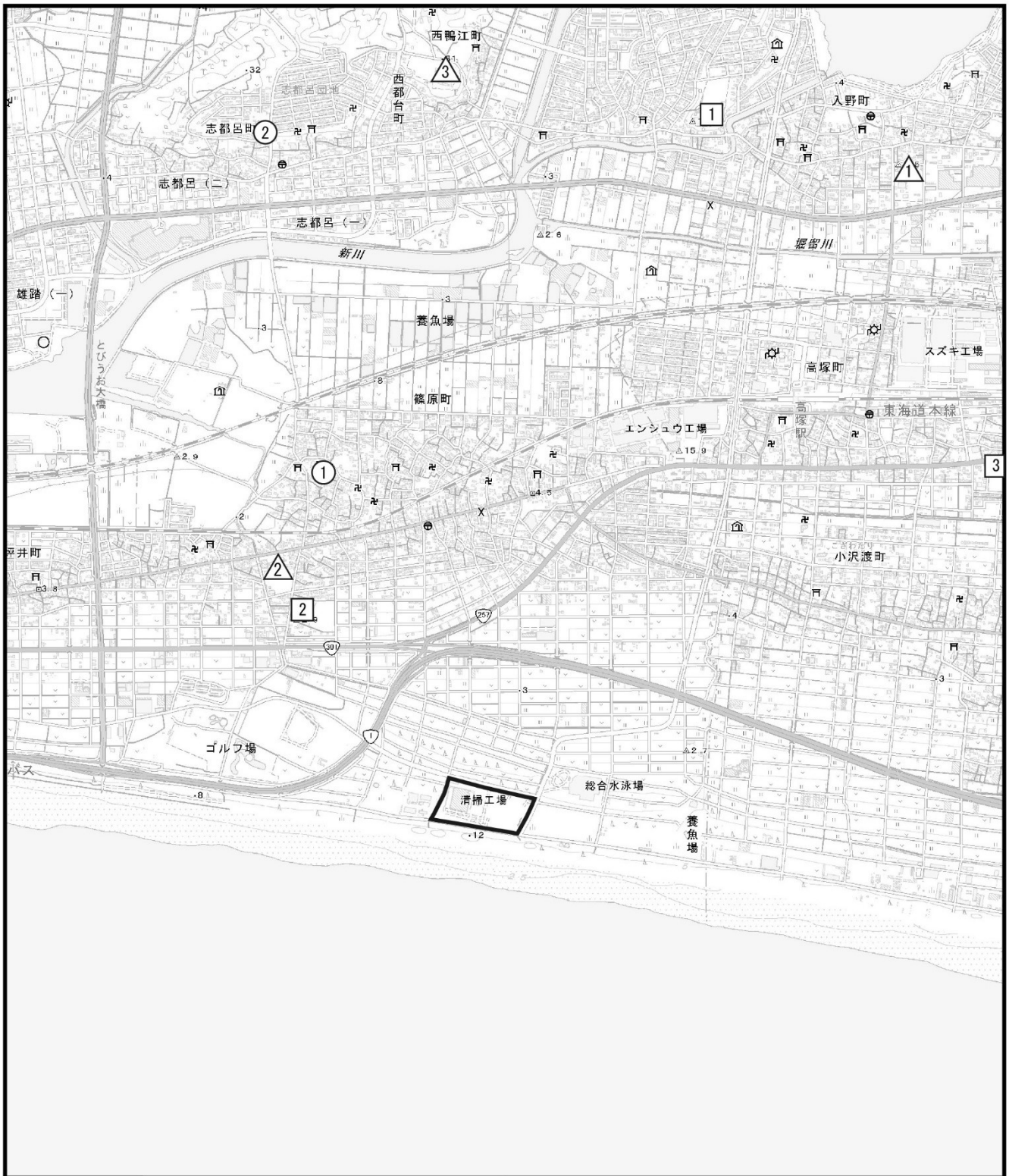
事業予定地周辺における幼稚園、小学校等を表 2.2.5 に、その分布状況を図 2.2.7 に示す。幼稚園、学校等のうち最も近い施設は、「浜松市立篠原中学校」(地点番号：□2) であり、北西側約 1km の距離に位置している。さらに、道を挟んだすぐ北西側に「浜松市立篠原小学校」(地点番号：△2) が位置している。

表 2.2.5 事業予定地周辺の幼稚園や小学校等

施設区分	地点番号	名称	所在地
幼稚園	1	花園幼稚園	浜松市中央区篠原町 9376
	2	志都呂幼稚園	浜松市中央区志都呂町 1302
小学校	1	浜松市立入野小学校	浜松市中央区入野町 8757
	2	浜松市立篠原小学校	浜松市中央区篠原町 10300
	3	浜松市立西都台小学校	浜松市中央区西鴨江町 1106
中学校	1	浜松市立入野中学校	浜松市中央区入野町 17059
	2	浜松市立篠原中学校	浜松市中央区篠原町 20200-1
	3	浜松市立可美中学校	浜松市中央区増楽町 700

注) 表中の地点番号は図 2.2.7 に対応している。

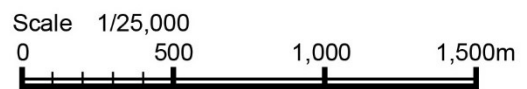
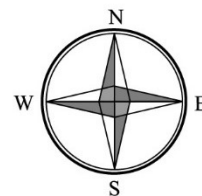
出典：「令和 5 年度 静岡県学校名簿」(令和 5 年 4 月発行 静岡県教育委員会)



凡 例

- 事業予定地
- 幼稚園
- 小学校
- 中学校

図2.2.7 幼稚園、小学校等の分布状況



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 病院等

事業予定地周辺における病院と一般診療所を表 2.2.6(1)、(2)に、それらの分布状況を図 2.2.8 に示す。また、歯科診療所を表 2.2.7 に、それらの分布状況を図 2.2.9 に示す。病院等のうち最も近い施設は、東側の「三方原病院」(地点番号：①) 及び北西側の「やすだ医院」(地点番号：19) であり、約 900m の距離に位置する。

表 2.2.6(1) 事業予定地周辺の病院等

施設区分	地点番号	名称	所在地
病院	1	三方原病院	浜松市中央区小沢渡町 2195-2
一般診療所	1	伊藤医院	浜松市中央区篠原町 21589-1
	2	いとう整形外科クリニック	浜松市中央区入野町 9863-8
	3	いわさき耳鼻咽喉科医院	浜松市中央区坪井町 4693-3
	4	海辺のこどもクリニック 小児科・アレルギー科	浜松市中央区坪井町 4693-1
	5	加藤内科クリニック	浜松市中央区入野町 16100-1
	6	クリニック・パパ	浜松市中央区入野町 6398-1
	7	小助川ファミリークリニック	浜松市中央区雄踏 1 丁目 16-14
	8	志都呂クリニック	浜松市中央区西鴨江町 621
	9	しらまつ整形外科	浜松市中央区雄踏町宇布見 3985-1
	10	鈴木内科消化器科医院	浜松市中央区入野町 9863-6
	11	高橋内科医院	浜松市中央区志都呂 2 丁目 22-10
	12	たかはし内科クリニック	浜松市中央区入野町 9436-1
	13	たまゆらメモリークリニック	浜松市中央区志都呂 1 丁目 7-7
	14	中西整形外科医院	浜松市中央区入野町 16101-16
	15	なかむらクリニック	浜松市中央区入野町 19954-550
	16	ピュアレディースクリニック	浜松市中央区志都呂 2 丁目 12-7
	17	ほしの皮ふ科クリニック	浜松市中央区志都呂 2 丁目 38-11
	18	森クリニック	浜松市中央区入野町 9036
	19	やすだ医院	浜松市中央区篠原町 20895
	20	山中皮ふ科	浜松市中央区入野町 9863-7
	21	やまほし耳鼻咽喉科クリニック	浜松市中央区志都呂 1 丁目 4-6
	22	医療法人社団和恵会	浜松市中央区入野町 6413
	23	軽費老人ホーム佐鳴荘内診療所	浜松市中央区入野町 20014-8
	24	篠原ケアホーム医務室	浜松市中央区篠原町 18345-28
	25	いしだクリニック	浜松市中央区志都呂 2 丁目 38-15

注) 表中の地点番号は図 2.2.8 に対応している。

出典：「令和 5 年度 静岡県病院名簿 (令和 5 年 4 月 1 日)」、「令和 5 年度 静岡県診療所名簿 一般診療所一覧 (令和 5 年 4 月 1 日)」(静岡県健康福祉部 医療局医療政策課)

表 2.2.6(2) 事業予定地周辺の病院等

施設区分	地点番号	名称	所在地
一般診療所	26	おおの整形外科・せぼねクリニック	浜松市中央区入野町 8875-1
	27	コスメディカルクリニックミライ	浜松市中央区志都呂 2 丁目 18-5
	28	月花眼科	浜松市中央区志都呂 2 丁目 37-1 イオンモール志都呂ショッピングセンター 2 階
	29	しんぼ泌尿器科クリニック	浜松市中央区入野町 8871-1
	30	菅原眼科	浜松市中央区雄踏町宇布見 4077-1
	31	ナルミ眼科	浜松市中央区入野町 6210-2
	32	葉月クリニック	浜松市中央区入野町 6018-1
	33	やの脳神経外科・救急科クリニック	浜松市中央区雄踏町宇布見 4065-1
	34	エンシュウ診療所	浜松市中央区高塚町 4888
	35	スズキ株式会社医務室	浜松市中央区高塚町 300
	36	静光園診療所	浜松市中央区小沢渡町 1300-1
	37	ゆうとう泌尿器科クリニック	浜松市中央区雄踏町宇布見 4069-1
	38	あさのクリニック	浜松市中央区高塚町 1628-1
	39	おおこうち眼科	浜松市中央区高塚町 370
	40	菊池医院	浜松市中央区高塚町 121-1
41	高塚耳鼻咽喉科医院	浜松市中央区高塚町 4808-1	

注) 表中の地点番号は図 2.2.8 に対応している。

出典:「令和 5 年度 静岡県診療所名簿 一般診療所一覧 (令和 5 年 4 月 1 日)」(静岡県健康福祉部 医療局医療政策課)

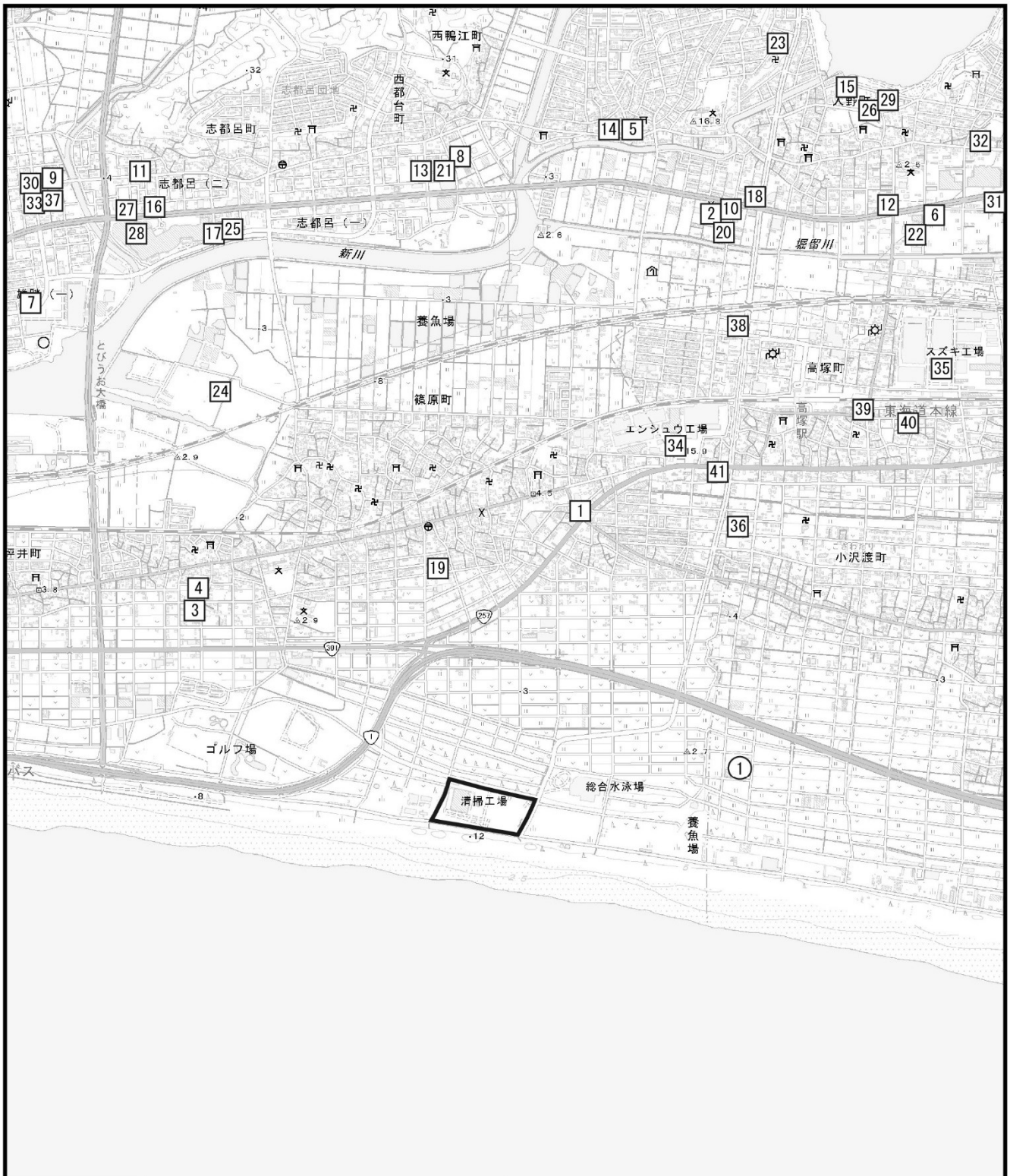
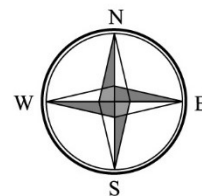


図2. 2. 8 病院及び一般診療所の分布状況

凡 例

- 事業予定地
- 病院
- 一般診療所



Scale 1/25,000
 0 500 1,000 1,500m

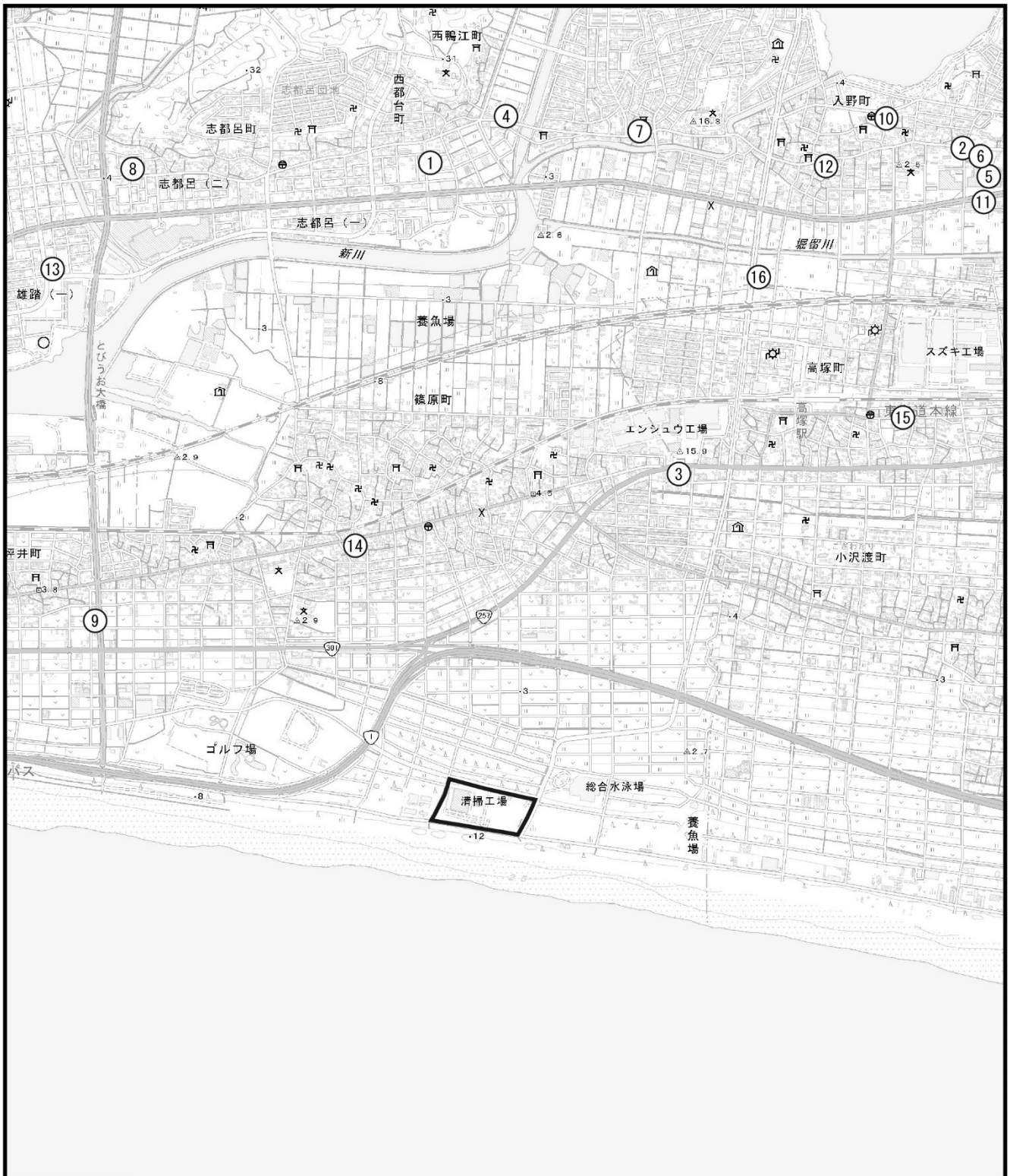
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

表 2.2.7 事業予定地周辺の歯科診療所

施設区分	地点 番号	名 称	所在地
歯科診療所	1	あいみる 歯科	浜松市中央区志都呂 1 丁目 4-16
	2	医療法人社団ふじもと矯正歯科医院	浜松市中央区入野町 6301-1
	3	おおすぎファミリー歯科	浜松市中央区篠原町 14233-5
	4	酒井歯科医院	浜松市中央区入野町 15117-1
	5	サクラ歯科医院	浜松市中央区入野町 6244-1 イワ浜松西ショッピングセンター内
	6	牛田歯科医院	浜松市中央区入野町 6299-2
	7	大石歯科	浜松市中央区入野町 16100-20
	8	こころ歯科	浜松市中央区志都呂町 2 丁目 12-23
	9	高本歯科医院	浜松市中央区坪井町 4413
	10	竹内歯科医院	浜松市中央区入野町 8871-6
	11	寺田歯科	浜松市中央区入野町 6249-2
	12	榎木歯科医院	浜松市中央区入野町 9240-1
	13	にしお歯科・矯正歯科クリニック	浜松市中央区雄踏 1 丁目 12-13
	14	藤田歯科医院	浜松市中央区篠原町 11125-1
	15	喜田歯科医院	浜松市中央区高塚町 129
	16	やまなか歯科	浜松市中央区高塚町 1470-1

注) 表中の地点番号は図 2.2.9 に対応している。

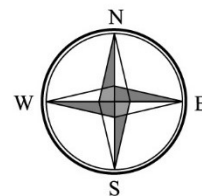
出典：「令和 5 年度 静岡県診療所名簿 歯科診療所一覧（令和 5 年 4 月 1 日）」（静岡県健康福祉部 医療局医療政策課）



凡 例

- 事業予定地
- 歯科診療所

図2.2.9 歯科診療所の分布状況



Scale 1/25,000
 0 500 1,000 1,500m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(3) 社会福祉施設等

事業予定地周辺における社会福祉施設等を表 2.2.8 に、その分布状況を図 2.2.10 に示す。社会福祉施設等のうち最も近い施設は、「さざんかこども園」(地点番号：⑥)であり、西側約 550m の距離に位置する。

表 2.2.8 事業予定地周辺の社会福祉施設等

施設区分	地点番号	名称	所在地
保育園、 認定こども園	1	志都呂保育園	浜松市中央区志都呂 1 丁目 3-7
	2	マーガレット保育園	浜松市中央区坪井町 4571
	3	チャイルドスクエア浜松篠原	浜松市中央区篠原町 22451
	4	ヒーローズさなるこ保育園	浜松市中央区入野町 10659
	5	入野こども園	浜松市中央区入野町 10827-1
	6	さざんかこども園	浜松市中央区篠原町 25654
	7	花園幼稚園	浜松市中央区篠原町 9376
	8	たかつか光こども園	浜松市中央区高塚町 2312-16
社会福祉施設	1	篠原ケアホーム	浜松市中央区篠原町 18345-28
	2	佐鳴荘	浜松市中央区入野町 20014-8
	3	サニーライフ浜松 (住宅型)	浜松市中央区入野町 9908-1
	4	グループリビングやわらぎ (住宅型)	浜松市中央区入野町 19954-615
	5	リフレッシュライフ志都呂 (住宅型)	浜松市中央区志都呂 1 丁目 5-20
	6	フローレンス (住宅型)	浜松市中央区篠原町 1144-18
	7	つどいの家ひまわり (住宅型)	浜松市中央区高塚町 1827-1
	8	アルス・ノヴァ入野	浜松市中央区入野町 9156-4
	9	ニチイケアセンター入野	浜松市中央区入野町 9712-1
	10	ビバ	浜松市中央区入野町 9997-4
	11	HELIOS ケアセンター	浜松市中央区篠原町 1144-18
	12	朝霧フードラボ	浜松市中央区志都呂 2 丁目 12-19
	13	すてっぷ西区	浜松市中央区入野町 9093
	14	合同会社ケアサービスゆん	浜松市中央区入野町 16104-13 テラスハウス土屋 A-2
	15	はまかぜ	浜松市中央区小沢渡町 2760
図書館	1	可新図書館	浜松市中央区小沢渡町 1142-1

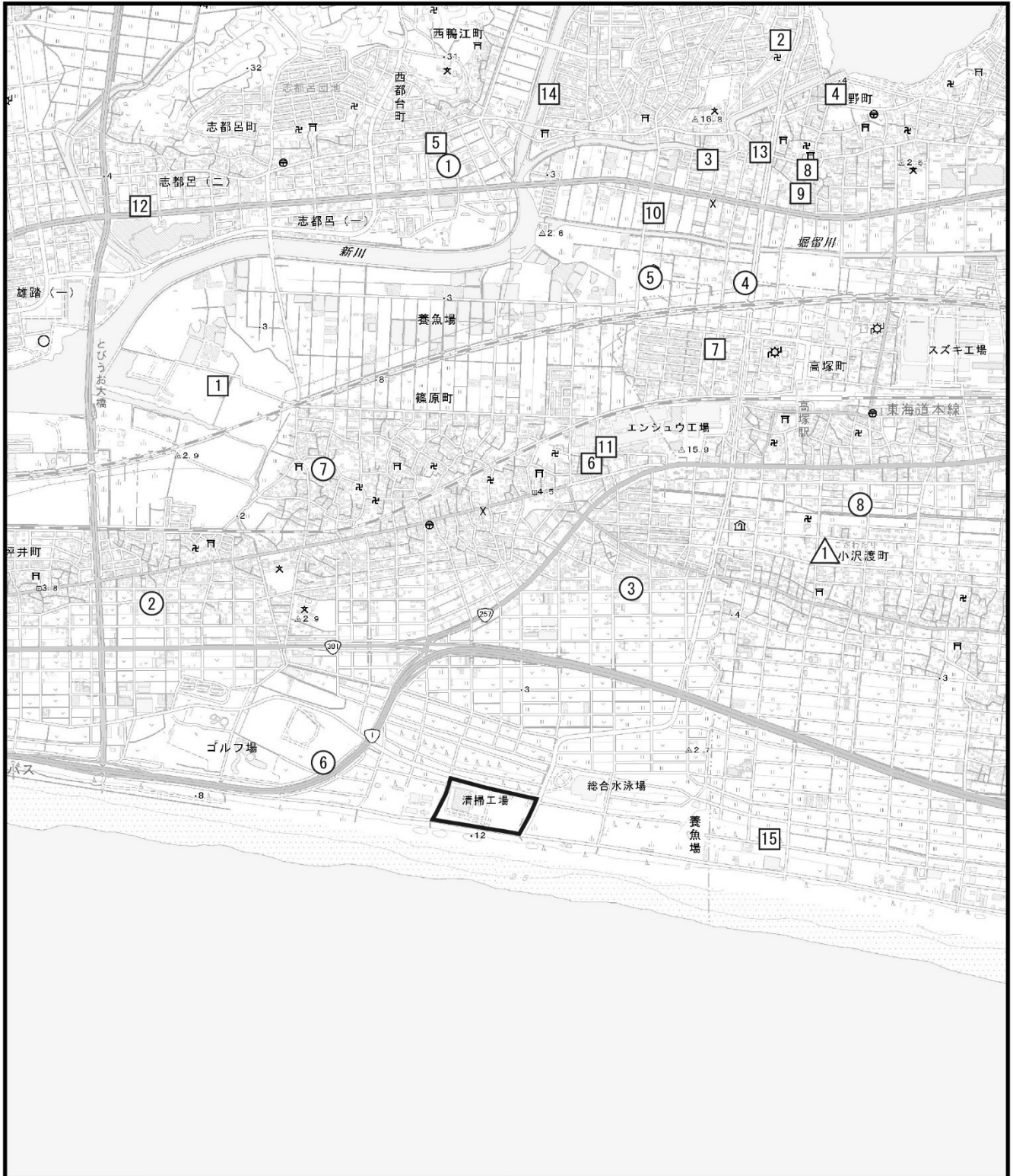
注) 表中の地点番号は図 2.2.10 に対応している。

出典：「市立認可保育園、私立認可保育園、認定こども園 (保育園機能) (幼稚園機能)」(浜松市ホームページ オープンデータカタログ)

「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム」(浜松市ホームページ 施設サービス 2023 年 6 月 8 日更新)

「障害福祉サービス事業所一覧」(浜松市ホームページ 福祉 2023 年 6 月 8 日更新)

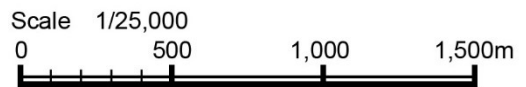
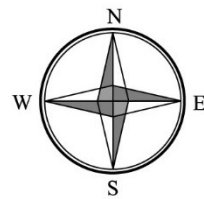
「浜松市立図書館」(浜松市ホームページ 図書館)



凡例

- 事業予定地
- 保育園
- 社会福祉施設
- 図書館

図2.2.10 社会福祉施設等の分布状況



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

2.2.7 水域とその利用

(1) 水利用

本市における地下水の利用状況を表 2.2.9 に示す。地下水の利用状況としては、工業用が最も多く、次いで養魚用の順になっている。

事業予定地及び周辺は、静岡県地下水の採取に関する条例に基づく指定地域（西遠地域の1）の区域に指定されており、地下水の用途として、生活用、工業用、養魚用、農業用、建物用、その他が挙げられ、地下水の採取については規制等が設けられている。

表 2.2.9 地下水の利用状況

単位：m³/日

年 度	総数	生活用	工業用	養魚用	農業用	建物用	その他
平成 29 年度	185,304 (545)	31,071 (26)	76,605 (168)	51,293 (107)	10,714 (172)	2,924 (12)	12,697 (60)
平成 30 年度	184,471 (538)	31,051 (26)	76,018 (164)	51,293 (107)	10,790 (171)	2,924 (12)	12,395 (58)
令和元年度	181,756 (531)	31,051 (27)	73,294 (159)	51,293 (107)	10,799 (168)	2,924 (12)	12,395 (58)
令和 2 年度	180,574 (523)	31,302 (27)	73,159 (157)	50,345 (103)	10,449 (166)	2,924 (12)	12,395 (58)
令和 3 年度	179,149 (514)	31,302 (28)	72,899 (155)	49,591 (99)	10,403 (164)	2,924 (12)	12,030 (56)

注 1) 静岡県地下水の採取に関する条例届出採取量

注 2) () は井戸本数

出典：「令和 4 年版 浜松市統計書」（令和 5 年 3 月 浜松市）

(2) 水域利用

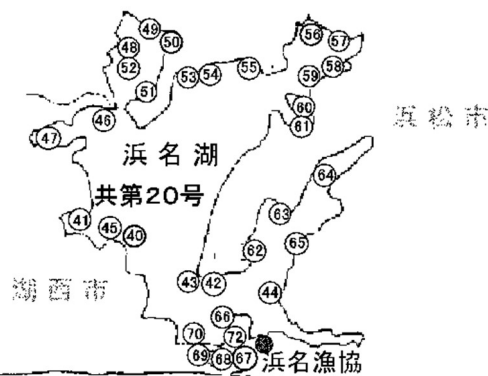
事業予定地及び周辺における水面利用の場として、佐鳴湖公園や浜名湖の観光やレジャー、ウナギ等の養魚場などが挙げられる。また、事業予定地の北側を都田川水系の新川が流れており、これらの共同漁業権について表 2.2.10 に示す。なお、漁業権には共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の 3 種類があり、浜名湖には養殖業の区画漁業権が数多く設定されている。浜名湖における区画漁業権免許の状況を図 2.2.11 に示す。

表 2.2.10 共同漁業権

免許番号	漁業権漁場	対象となる水産動物	漁業権者（漁協）名
共第 20 号 (共同漁業権)	浜名湖内	あさり、はまぐり、 なまこ、すじあおのり	浜名漁業協同組合
内共第 29 号 (水面漁業権)	新川、旧新川、佐鳴湖	コイ、フナ、ウナギ	入野漁業協同組合

出典：「静岡県内水面漁業権一覧」（静岡県ホームページ 県内の内水面の漁業権について）

「共同漁業権（漁業権対象種）一覧表」（静岡県ホームページ 海面における遊漁のルールについて）



出典：「漁場図（免許漁業漁場連絡図）」（静岡県ホームページ 静岡海区漁場計画等について）

図 2.2.11 浜名湖の区画漁業権免許の状況

(3) 上水道

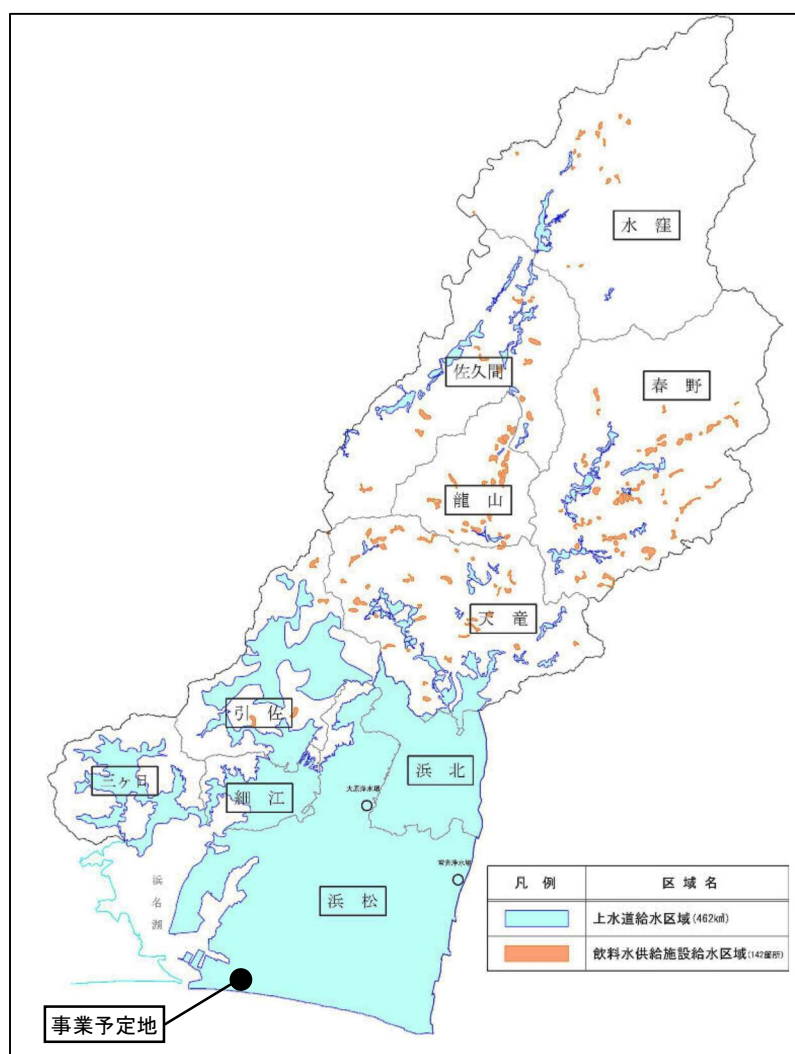
本市の給水人口及び普及率等の状況を表 2.2.11 に、給水区域を図 2.2.12 に示す。

浜松市水道事業の供給区域は、浜松地区、浜北地区、天竜地区、細江地区、引佐地区、三ヶ日地区の 6 つに区分されている。事業予定地及び周辺は浜松地区となり、天竜川の表流水と伏流水及び地下水の自己水源と、遠州広域水道用水供給事業からの県受水をあわせて給水を行っている。

表 2.2.11 給水人口及び普及率

年 度	給水区域内 人口 (人)	現在給水		普及率 (%)
		戸数 (戸)	人口 (人)	
平成 30 年度	799,404	343,977	773,718	96.8
令和元年度	797,583	346,746	773,101	96.9
令和 2 年度	794,842	349,769	771,041	97.0
令和 3 年度	790,663	353,062	767,400	97.1
令和 4 年度	787,890	355,978	765,382	97.1

出典：「令和 4 年度 浜松市水道事業年報」（令和 5 年 9 月発行 浜松市上下水道部）



出典：「令和 4 年度 浜松市水道事業年報」（令和 5 年 9 月発行 浜松市上下水道部）

図 2.2.12 浜松市の水道と上水道区域

(4) 下水道

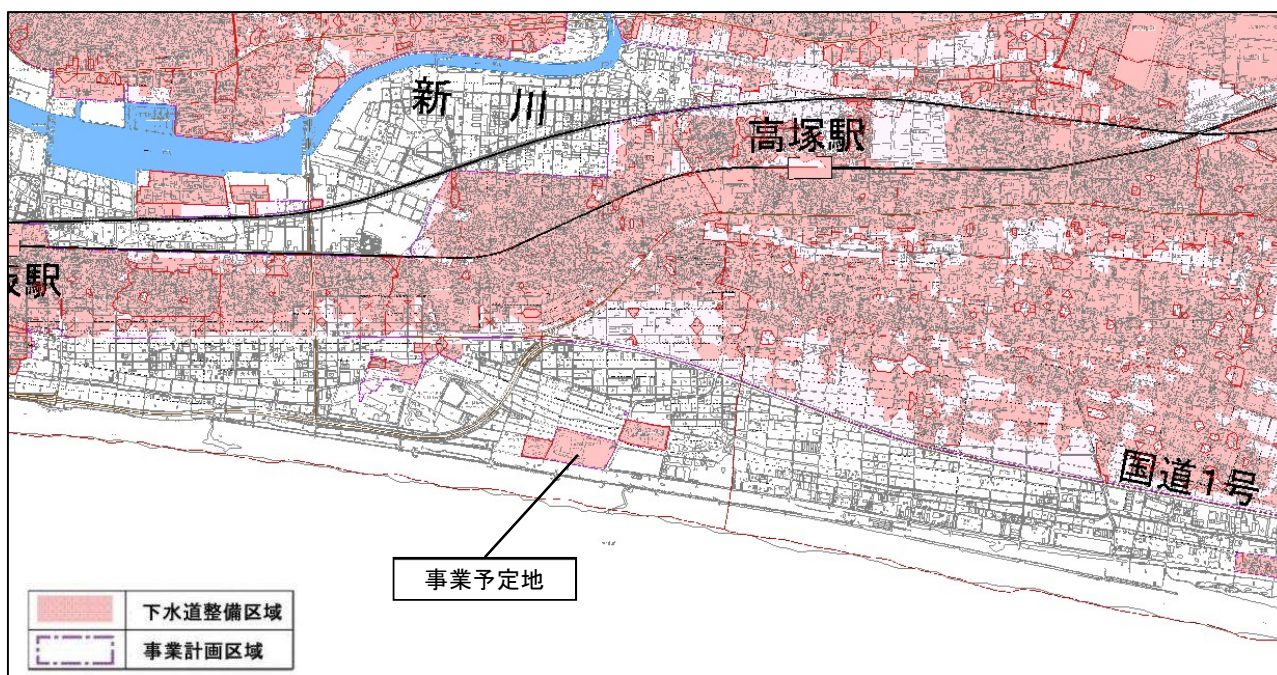
本市の下水道の状況を表 2.2.12 に、事業予定地周辺の下水道整備状況の詳細を図 2.2.13 に示す。

浜松市下水道事業は、中部処理区、湖東処理区、舘山寺処理区、井伊谷処理区、細江処理区、三ヶ日処理区、浦川処理区、佐久間処理区、城西処理区、気田処理区、西遠処理区の 11 の下水道処理区がある。事業予定地及び周辺は西遠処理区となり、西遠浄化センターで下水処理が行われている。

表 2.2.12 下水道の状況

年 度	普及状況				整備状況		
	行政人口 (人)	現在排水人口 (人)	水洗化戸数 (戸)	水洗化率 (%)	全体計画面積 (ha)	現在排水面積 (ha)	整備率 (%)
平成 30 年度	802,728	649,742	301,952	96.0	19,991	14,065	70.4
令和元年度	800,870	649,733	305,139	96.2	19,991	14,097	70.5
令和 2 年度	797,938	648,769	308,324	96.4	19,991	14,125	70.7
令和 3 年度	793,606	646,071	311,081	96.6	17,638	14,206	80.5
令和 4 年度	790,580	643,939	313,604	96.8	17,588	14,218	80.8

出典：「令和 4 年版 浜松市下水道事業年報」（令和 5 年 9 月発行 浜松市上下水道部）



出典：「浜松市の下水道区域詳細図 No.48 令和 5 年 4 月 1 日現在」（浜松市ホームページ）

図 2.2.13 下水道整備状況詳細図

2.2.8 各種開発計画等の策定状況

(1) 策定状況及びごみ処理に関する主な施策

静岡県及び本市における計画等の策定状況及びごみ処理に関する主な施策等を表 2.2.13(1)～(6)に示す。

表 2.2.13(1) 策定状況及びごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	策定状況及び施策（ごみ処理に関するものみ抜粋）等																												
静岡県	第4次静岡県循環型社会形成計画	<p>計画期間：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度</p> <p>○計画の対象 有価・無価を問わず循環基本法で定義された「廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）等」を対象とする。</p> <p>○標語 “捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～</p> <p>○廃棄物の数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>令和元年度 (基準値)</th> <th>令和8年度 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般廃棄物</td> <td>1人1日当たりの排出量</td> <td>g/人日</td> <td>885</td> <td>848</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たりの最終処分量</td> <td>g/人日</td> <td>43</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物</td> <td>最終処分量</td> <td>千t/年</td> <td>229</td> <td>毎年度229</td> </tr> </tbody> </table> <p>○食品ロスの数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度 (基準値)</th> <th>令和8年度 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品ロス削減推進計画を策定する市町村</td> <td>3</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>食品ロス削減のキャンペーンの協力店舗数(店舗)</td> <td>704 (令和4年1月)</td> <td>新規協力 50</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基本方針と施策</p> <p>基本方針1 3Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制・再使用の推進 ・プラスチックごみ対策の推進 <p>基本方針2 廃棄物適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者指導の強化と優良事業者の育成 ・不法投棄対策の推進 ・災害廃棄物の適正処理の推進 ・廃棄物処理体制の充実 <p>基本方針3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなプラスチック戦略の推進 ・食品ロス対策の推進 ・循環産業の振興支援 ・住民等への啓発、関係機関との連携強化 <p>○計画の進行管理</p> <p>県民、事業者、市町及び県などが、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携、協力のもと一体となって取り組み、県においては循環型社会の形成に向けた取り組みが推進されるよう周知に努めるとともに、関係機関と協力、連携を図っていく。</p> <p>また、毎年度、計画目標や指標の達成状況を確認し、PDCAサイクルで取り組みを進め、進捗状況を静岡県環境審議会及び静岡県循環型社会形成推進連絡会議に報告し、その後の施策に反映していく。</p>	区分	指標	単位	令和元年度 (基準値)	令和8年度 (目標値)	一般廃棄物	1人1日当たりの排出量	g/人日	885	848	1人1日当たりの最終処分量	g/人日	43	39	産業廃棄物	最終処分量	千t/年	229	毎年度229	区分	令和3年度 (基準値)	令和8年度 (目標値)	食品ロス削減推進計画を策定する市町村	3	35	食品ロス削減のキャンペーンの協力店舗数(店舗)	704 (令和4年1月)	新規協力 50
区分	指標	単位	令和元年度 (基準値)	令和8年度 (目標値)																										
一般廃棄物	1人1日当たりの排出量	g/人日	885	848																										
	1人1日当たりの最終処分量	g/人日	43	39																										
産業廃棄物	最終処分量	千t/年	229	毎年度229																										
区分	令和3年度 (基準値)	令和8年度 (目標値)																												
食品ロス削減推進計画を策定する市町村	3	35																												
食品ロス削減のキャンペーンの協力店舗数(店舗)	704 (令和4年1月)	新規協力 50																												

出典：「第4次静岡県循環型社会形成計画」（令和4年3月 静岡県）

表 2.2.13(2) 策定状況及びごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	策定状況及び施策（ごみ処理に関するもののみ抜粋）等																																																				
静岡県 静岡県	静岡県 一般廃棄物 処理広域化 マスター プラン	<p>計画期間：令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度</p> <p>○広域化等の方向性 前計画における広域処理圏域（7 圏域）の地域性を考慮して、広域化ブロック区割りを、賀茂・東部・中部・西部の 4 地域として設定し、廃棄物処理体制を見直すこととする。</p> <p>○将来人口と将来ごみ量の予測（県全体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>平成 30 年度 （基準値）</th> <th>令和 13 年度 （推計値）</th> <th>令和 34 年度 （推計値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>将来人口</td> <td>人</td> <td>3,728,124</td> <td>3,416,370</td> <td>2,781,610</td> </tr> <tr> <td>将来ごみ量</td> <td>千 t/年</td> <td>1,206</td> <td>1,064</td> <td>847</td> </tr> </tbody> </table> <p>○広域化等のシミュレーションと評価</p> <p>① 広域化等のシミュレーションの方法と評価の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">焼却施設における段階的な広域化等の考え方</th> </tr> <tr> <th>時間軸</th> <th>ケース</th> <th>段階的な広域化等</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計画期間 (R4～R13)</td> <td>1</td> <td>現状の処理</td> <td>現状のごみ処理体制を維持</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>社会的背景のある近隣自治体間の広域処理</td> <td>一部事務組合等の既存の社会的つながりを加味</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長期的な展望 (R14～R34)</td> <td>3</td> <td>地理的に近隣である自治体間の広域処理</td> <td>道路事情も加味した上で、地理的な条件を加味</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>最大規模の広域処理</td> <td>社会的・地理的に最大限と想定される広域化</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ケース別の評価手法 広域化ブロックの評価に当たっては、特に焼却施設の規模に応じた「経済面、施設面、環境面、防災面」の観点から評価し、目標年度の令和 13 年度及び令和 34 年度（長期的な展望）それぞれで目指すケースを設定する。</p> <p>○地域別広域化ブロック区割り広域化等の推進の流れ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ブロック区割</th> <th>計画期間（R4～R13）</th> <th>長期的な展望</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂地域</td> <td>下田市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町 (ケース 2)</td> <td>賀茂地域一帯 (R14～R34: ケース 3・ケース 4)</td> </tr> <tr> <td>東部地域</td> <td>三島市・裾野市・長泉町・函南町・熱海市 (ケース 2)</td> <td>環境省通知が示す施設規模に留意 (R14～R34: ケース 3、R34: ケース 4)</td> </tr> <tr> <td>中部地域</td> <td>御前崎市・牧之原市・吉田町 (ケース 2)</td> <td>環境省通知が示す施設規模に留意 (R14～R34: ケース 3、R34: ケース 4)</td> </tr> <tr> <td>西部地域</td> <td>現状の処理体制を継続 (ケース 1・ケース 2)</td> <td>環境省通知が示す施設規模に留意 (R14～R34: ケース 3、R34: ケース 4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○焼却施設以外の処理施設 資源化施設：焼却施設と同様に広域化等が進む場合を想定するが、脱焼却の観点から、さらなる施設整備及び地域の民間施設の活用を推進する。 最終処分場：各市町は、排出削減やリサイクルなどによる延命化や民間事業者への委託処理等による複数確保を図る。 し尿処理施設：老朽化に伴い、付帯する焼却施設は廃止し、自治体の焼却施設で処理するなど効率化を推進し、ストックマネジメントの考え方により基幹的設備改良工事を実施する場合や、リンなどの回収により資源化が見込める場合は、汚泥再生処理センターとして整備する。なお、周辺施設の余力を活用し、委託処理することも推進する。</p> <p>○広域化推進のための取組 市 町：本マスタープランに基づき、関係市町による連携会議を開催するなど、情報の共有や調整を行い、広域化等の実現可能性の調査や参画市町の決定を経て、広域化等に係る方式（組織、処理施設、処理フロー）を決定する。 静岡県：地域の状況に適したごみ処理施設の整備を支援するため情報提供を行い、必要に応じ、広域化等に向けて具体的な検討及び協議が円滑に行われるよう、助言や市町等間の調整を行う。また、広域化ブロック区割りごとの施設整備の進捗状況を把握し、各市町の広域化等に係る計画の方向性との整合性を検証する。</p>	項目	単位	平成 30 年度 （基準値）	令和 13 年度 （推計値）	令和 34 年度 （推計値）	将来人口	人	3,728,124	3,416,370	2,781,610	将来ごみ量	千 t/年	1,206	1,064	847	焼却施設における段階的な広域化等の考え方				時間軸	ケース	段階的な広域化等	考え方	計画期間 (R4～R13)	1	現状の処理	現状のごみ処理体制を維持	2	社会的背景のある近隣自治体間の広域処理	一部事務組合等の既存の社会的つながりを加味	長期的な展望 (R14～R34)	3	地理的に近隣である自治体間の広域処理	道路事情も加味した上で、地理的な条件を加味	4	最大規模の広域処理	社会的・地理的に最大限と想定される広域化	ブロック区割	計画期間（R4～R13）	長期的な展望	賀茂地域	下田市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町 (ケース 2)	賀茂地域一帯 (R14～R34: ケース 3・ケース 4)	東部地域	三島市・裾野市・長泉町・函南町・熱海市 (ケース 2)	環境省通知が示す施設規模に留意 (R14～R34: ケース 3、R34: ケース 4)	中部地域	御前崎市・牧之原市・吉田町 (ケース 2)	環境省通知が示す施設規模に留意 (R14～R34: ケース 3、R34: ケース 4)	西部地域	現状の処理体制を継続 (ケース 1・ケース 2)	環境省通知が示す施設規模に留意 (R14～R34: ケース 3、R34: ケース 4)
		項目	単位	平成 30 年度 （基準値）	令和 13 年度 （推計値）	令和 34 年度 （推計値）																																																
		将来人口	人	3,728,124	3,416,370	2,781,610																																																
		将来ごみ量	千 t/年	1,206	1,064	847																																																
		焼却施設における段階的な広域化等の考え方																																																				
		時間軸	ケース	段階的な広域化等	考え方																																																	
		計画期間 (R4～R13)	1	現状の処理	現状のごみ処理体制を維持																																																	
			2	社会的背景のある近隣自治体間の広域処理	一部事務組合等の既存の社会的つながりを加味																																																	
		長期的な展望 (R14～R34)	3	地理的に近隣である自治体間の広域処理	道路事情も加味した上で、地理的な条件を加味																																																	
			4	最大規模の広域処理	社会的・地理的に最大限と想定される広域化																																																	
ブロック区割	計画期間（R4～R13）	長期的な展望																																																				
賀茂地域	下田市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町 (ケース 2)	賀茂地域一帯 (R14～R34: ケース 3・ケース 4)																																																				
東部地域	三島市・裾野市・長泉町・函南町・熱海市 (ケース 2)	環境省通知が示す施設規模に留意 (R14～R34: ケース 3、R34: ケース 4)																																																				
中部地域	御前崎市・牧之原市・吉田町 (ケース 2)	環境省通知が示す施設規模に留意 (R14～R34: ケース 3、R34: ケース 4)																																																				
西部地域	現状の処理体制を継続 (ケース 1・ケース 2)	環境省通知が示す施設規模に留意 (R14～R34: ケース 3、R34: ケース 4)																																																				

出典：「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（令和 4 年 3 月 静岡県）

「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（概要版）」（令和 4 年 3 月 静岡県）

表 2.2.13(3) 策定状況及びごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	策定状況及び施策（ごみ処理に関するもののみ抜粋）等																
静岡県	静岡県の 新ビジョン 後期アクション プラン	<p>計画期間：令和 4（2022）年度～令和 7（2025）年度</p> <p>○基本理念 富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり ～東京時代から静岡時代へ～</p> <p>○目指す姿 「県民幸福度」の最大化（「生まれてよし 老いてよし」、「生んでよし 育ててよし」、 「学んでよし 働いてよし」、「住んでよし 訪れてよし」）</p> <p>○基本理念を具体化する 12 の政策 政策 1) 命を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化） 政策 2) 安心して暮らせる医療・福祉の充実 政策 3) デジタル社会の形成 政策 4) 環境と経済が両立した社会の形成 政策 5) 子どもが健やかに学び育つ社会の形成 政策 6) “才徳兼備”の人づくり 政策 7) 誰もが活躍できる社会の実現 政策 8) 富をつくる産業の展開 政策 9) 多彩なライフスタイルの提案 政策 10) 地域の価値を高める交通ネットワークの充実 政策 11) “ふじのくに”の魅力の向上と発信 政策 12) 世界の人々との交流の拡大</p> <p>○施策の展開（ごみに関するもの） 政策 4-2 循環型社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）などによる廃棄物の発生抑制、再資源化の推進 ・一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理の推進 ・資源循環と経済成長の両立を目指す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行促進 ・環境と経済が好循環する「地域循環共生圏」の形成 <p><成果指数></p> <table border="1" data-bbox="472 1341 1272 1556"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>単 位</th> <th>2019 年度 (現状値)</th> <th>2025 年度 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物排出量 (1 人 1 日当たり)</td> <td>g/人日</td> <td>885</td> <td>853 以下</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物最終処分量</td> <td>千 t</td> <td>229</td> <td>毎年度 229 以下</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分量 (1 人 1 日当たり)</td> <td>g/人日</td> <td>43</td> <td>39 以下</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	単 位	2019 年度 (現状値)	2025 年度 (目標値)	一般廃棄物排出量 (1 人 1 日当たり)	g/人日	885	853 以下	産業廃棄物最終処分量	千 t	229	毎年度 229 以下	一般廃棄物最終処分量 (1 人 1 日当たり)	g/人日	43	39 以下
指標名	単 位	2019 年度 (現状値)	2025 年度 (目標値)															
一般廃棄物排出量 (1 人 1 日当たり)	g/人日	885	853 以下															
産業廃棄物最終処分量	千 t	229	毎年度 229 以下															
一般廃棄物最終処分量 (1 人 1 日当たり)	g/人日	43	39 以下															

出典：「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン【概要版】」（令和 4 年 3 月 静岡県）

表 2. 2. 13(4) 策定状況及びごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	策定状況及び施策（ごみ処理に関するもののみ抜粋）等																				
静岡県	第4次 静岡県 環境基本計画 2022-2030	<p>計画期間：令和4（2022）年度～令和12（2030）年度</p> <p>○目指すべき将来像 地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現</p> <p>○取組の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展 ・資源が循環する自立・分散型の地域を形成し、他地域と地域資源を補完しつつ、支え合う「地域循環共生圏」の創造 <p>○施策</p> <p>施策1) 脱炭素社会の構築 ～カーボンニュートラルの実現～ 施策2) 循環型社会の構築 ～資源循環と自然循環の促進～ 施策3) 良好な生活環境の確保 ～安全・安心な暮らしを守る～ 施策4) 自然共生社会の構築 ～人と自然との関係を見つめ直す～ 施策5) 環境と調和した社会の基盤づくり ～全てに共通する施策～</p> <p>○施策の展開（ごみに関するもの）</p> <p>施策2) 循環型社会の構築 ～資源循環と自然循環の促進～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進 発生抑制・再使用の推進、プラスチックごみ対策の推進 ・廃棄物適正処理の推進 事業者指導の強化と優良事業者の育成、不法投棄対策の推進、災害廃棄物の適正処理、適正処理体制の充実 ・サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり 新たなプラスチック戦略の推進、食品ロス対策の推進、循環産業の振興支援、住民等への啓発、関係機関との連携強化 <p><成果指標></p> <table border="1" data-bbox="493 1303 1385 1518"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>単位</th> <th>2019年度 (現状値)</th> <th>2025年度 (中間目標値)</th> <th>2030年度 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物排出量 (1人1日当たり)</td> <td>g/人日</td> <td>885</td> <td>853以下</td> <td>826以下</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分量 (1人1日当たり)</td> <td>g/人日</td> <td>43</td> <td>39以下</td> <td>37以下</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物最終処分量</td> <td>千t/年</td> <td>229</td> <td>毎年度229以下</td> <td>毎年度229以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>○各主体に求められる役割 県民、各種団体、事業者、行政のそれぞれが、環境の現状について正しい認識を持つとともに、環境の保全に向け、担う役割を理解して、それぞれの立場に応じた自主的かつ積極的な取組が求められる。</p> <p>○計画の推進体制 実効性確保のため、数値目標を活用し、継続的な進行管理を行い、現状分析（Check）、改善方針の決定（Act）、具体的な施策の立案（Plan）、施策の実施（Do）によるCAPDサイクルで改善を図りながら取組を推進する。なお、原則として、環境基本計画の指標は静岡県総合計画の数値目標と整合を図る。</p>	指標名	単位	2019年度 (現状値)	2025年度 (中間目標値)	2030年度 (目標値)	一般廃棄物排出量 (1人1日当たり)	g/人日	885	853以下	826以下	一般廃棄物最終処分量 (1人1日当たり)	g/人日	43	39以下	37以下	産業廃棄物最終処分量	千t/年	229	毎年度229以下	毎年度229以下
指標名	単位	2019年度 (現状値)	2025年度 (中間目標値)	2030年度 (目標値)																		
一般廃棄物排出量 (1人1日当たり)	g/人日	885	853以下	826以下																		
一般廃棄物最終処分量 (1人1日当たり)	g/人日	43	39以下	37以下																		
産業廃棄物最終処分量	千t/年	229	毎年度229以下	毎年度229以下																		

出典：「第4次静岡県環境基本計画 2022-2030」（令和4年3月 静岡県）

表 2. 2. 13(5) 策定状況及びごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	策定状況及び施策（ごみ処理に関するもののみ抜粋）等					
浜松市	浜松市 一般廃棄物 処理基本計画 『ごみ処理基 本計画編』 (改訂版)	計画期間：令和 4（2022）年度～令和 10（2028）年度					
		○基本理念 市民・事業者・市の連携により、資源を有効に活用する循環型都市を目指す					
		○計画目標					
		計画目標値	単位	令和 2 年度 (実績値)	令和 10 年度 (目標値)	指標説明	
		ごみ総排出量	t	214, 378	193, 055 以下	「もえるごみ」「もえないごみ」 「連絡ごみ」等の総量	
資源化率	%	24. 7	30. 2 以上	民間回収分を含めたリサイク ル率			
最終処分量	t	13, 168	11, 583 以下	最終処分場に埋め立てるごみ の総量			
○基本方針と施策							
基本方針 1 ごみの減量・資源化と適正処理の推進							
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの減量の推進 ・家庭系ごみの資源化の推進 ・事業系ごみの減量・資源化の推進 ・ごみの適正処理の推進 							
基本方針 2 市民・事業者・市の協働による取組みの推進							
<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成及び環境教育の推進 ・市民との協働の推進 ・事業者との協働の推進 							
基本方針 3 ごみ処理と資源化の体制整備の推進							
<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な体制整備の推進 ・効率的な体制整備の推進 ・災害時の体制整備の推進 							

出典：「浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編（改訂版）』（令和 4 年 4 月改定 浜松市）」

表 2. 2. 13(6) 策定状況及びごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	策定状況及び施策（ごみ処理に関するものみ抜粋）等
浜松市	浜松市 総合計画	<p>総合計画において、「浜松市未来ビジョン（基本構想）」では、30年後（1世代先）を未来の理想の姿として、「都市の将来像」と「1ダースの未来」を定め、「浜松市未来ビジョン第1次推進プラン（基本計画）」で、「浜松市未来ビジョン（基本構想）」の実現に向けての10年間の総合的な政策を定めている。</p> <p>【基本構想（浜松市未来ビジョン）】 計画期間：平成27（2015）年度～令和26（2044）年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市の将来像 市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』 ○理想の姿 <ul style="list-style-type: none"> ・技術も文化も国際色豊かなクリエイティブシティ【創造都市】 ・小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす【市民協働】 ・新しさを生む伝統を未来へつなぐ【ひとづくり】 ○理想の姿を構成する「1ダースの未来」 つくる[創る]、たかめる[高める]、いかす[活かす]、めぐらす[巡らす]、つなぐ[繋ぐ]、みとめあう[認め合う]、ささえあう[支え合う]、はぐくむ[育む]、みのもる[実る]、はたらく[働く]、かえる[変える]、むすぶ[結ぶ] <p>【基本計画（第1次推進プラン）】 計画期間：平成27（2015）年度～令和6（2024）年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市経営の考え方 すべての政策・事業を進める上での重要な考え方として、「市民協働で高める地域力」、「未来まで続く持続可能なまち」、「未知の感動を生み出す創造都市」、「想定外にも対応できる自立・自律したまち」、「世界とツナグ・地域とツナグ」の5項目を位置付ける。 ○まちづくりの基本的な考え方 「まち」を都心部、市街地、郊外地、中山間地域の4つに区分し、それぞれに応じた将来の理想の姿「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」を基本的な考え方として、持続可能な最適化されたまちを市民とともに目指す。 ○分野別計画の構成 ①産業経済、②子育て・教育、③安全・安心・快適、④環境・エネルギー、⑤健康・福祉、⑥文化・生涯学習、⑦地方自治・都市経営 ○計画の内容（ごみに関するもの） <ul style="list-style-type: none"> ④ 環境・エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（30年後） 豊かな自然に恵まれ、環境への負荷を抑えたエネルギーに対する不安のない暮らしや企業活動が送られている。 ・政策の柱（10年後の目標） ごみの減量や資源化、自然環境の保全に取り組み、環境負荷の少ないライフスタイルが定着している。 ・基本政策と施策 基本政策1) 環境と共生した持続可能な社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり ・豊かで安全・健康で快適な環境づくり ・環境に配慮した資源循環型社会の構築 ・安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理 ・不法投棄対策の推進

出典：「浜松市総合計画」（平成27年3月 浜松市）

(2) 地球温暖化対策

国及び静岡県地球温暖化対策に関する法律や条例の概要を表 2.2.14 に、静岡県及び本市の温暖化対策計画に関する概要を表 2.2.15(1)～(3)に示す。

表 2.2.14 地球温暖化対策に関する法律や条例等

法律、計画等	概要等（一部抜粋）
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）	<p>○目的 地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>○責務 地球温暖化対策への取組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を示す。</p> <p>○令和 3 年改正の主な概要</p> <p>① パリ協定・2050 年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設 パリ協定に定める目標を踏まえ、2050 年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定する。</p> <p>② 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設 地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。</p> <p>③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等 企業の温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、これまで開示請求の経なければ開示されなかった事業所ごとの排出量情報について開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。</p>
静岡県地球温暖化防止条例（平成19年3月20日条例第 31 号）	<p>○目的 地球温暖化の防止について県、事業者、建築主、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>○県の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定及び実施する。 ・地球温暖化対策の策定は、市町、事業者、県民及び事業者又は県民の組織する民間団体と連携して行う。 ・地球温暖化対策の実施は、市町、事業者、建築主、県民、観光旅行者その他の滞在者及び民間団体と連携して行う。 ・自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講ずる。 ・市町が実施する地球温暖化対策並びに事業者、建築主、県民及び民間団体が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動に対して、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努める。 <p>○事業者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるものとし、県が実施する地球温暖化対策に協力する。 <p>○建築主の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物に係る環境配慮措置を講ずるよう努めるものとし、県が実施する地球温暖化対策に協力する。 <p>○県民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるものとし、県が実施する地球温暖化対策に協力する。 <p>○観光旅行者その他の滞在者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めるものとし、県が実施する地球温暖化対策に協力する。

出典：「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 法律第 107 号）

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について」（令和 3 年 3 月 2 日 環境省）

「静岡県地球温暖化防止条例」（平成 19 年 3 月 20 日 静岡県条例第 31 号）

表 2.2.15(1) 地球温暖化対策に関する計画の概要

計画等	概要等（一部抜粋）
<p>第4次 静岡県 地球温暖化 対策実行計画</p>	<p>○趣旨 温室効果ガスによる気候変動や 2050 年までに温室効果ガス排出ゼロにする国の目標を踏まえ、2030 年度までの新たな目標を設定し、県民、企業、行政など社会全体が連携して脱炭素社会の実現に向けた取組を行うため策定した。</p> <p>○計画期間 令和 4（2022）年度～令和 12（2030）年度（5 年程度をめどに見直す）</p> <p>○計画の目標 長期目標：2050 年脱炭素社会の実現</p> <p>○脱炭素社会の実現に向けた道筋 ①徹底した省エネルギー対策等の推進 ②再生可能エネルギー等の導入 ③技術革新の推進 ④吸収源対策の推進</p> <p>○温室効果ガスの削減目標（2030 年度） ・2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46.6%削減することとし、更なる高みを目指す。 ・2030 年度までに再生可能エネルギーの導入量を 84.7 万 kl にする。 （2019 年度：49.7 万 kl → 2030 年度：84.7 万 kl（1.7 倍））</p> <p>○取組方針 方針 1）各部門の徹底した省エネルギー対策等の推進 方針 2）再生可能エネルギー等の導入・利用促進 方針 3）技術革新の推進 方針 4）吸収源対策の推進</p> <p>○重点施策 施策 1）中小企業等脱炭素化推進支援プロジェクト 施策 2）建築物・住宅の省エネ化の推進 施策 3）脱炭素型ライフスタイルへの転換 施策 4）再生可能エネルギー等の導入拡大</p> <p>○重点施策の取組 ・企業脱炭素化支援センターの設置 中小企業における脱炭素化促進のため、相談窓口を新設し、エネルギー管理士などの専門家「省エネ支援員」による省エネルギー診断等を充実させ、研修等を通じ人材育成を進める。 ・住宅の省エネの推進 新築住宅のネットゼロエネルギー住宅（ZEH）化など、省エネ性能に優れた住宅の普及や既存住宅の断熱改修を推進するため、助成制度の創設など新たな支援を行う。 ・脱炭素型ライフスタイルへの転換 スマートフォン等のアプリ「クルボ」の機能を充実し、企業、市町、関係団体と連携して、家庭部門や業務部門における地球温暖化防止に向けた取組を進める「ふじのくに COOL チャレンジ」を展開し、家庭でのエネルギー使用状況を見える化する「うちエコ診断」等を通じ脱炭素型ライフスタイルへの転換を促す。 ・再生可能エネルギー等の導入拡大 営農型太陽光発電など、本県の特性に応じた再生可能エネルギーの導入拡大を進め、公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギーを率先して導入し、省エネ機器の普及啓発にも活用する。また、再生可能エネルギー等を活用した地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築をめざす民間事業者が行う設備導入を支援する。</p>

出典：「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画（2022～2030）概要版」（静岡県 くらし・環境部 環境政策課）

表 2.2.15(2) 地球温暖化対策に関する計画の概要

計画等	概要等（一部抜粋）																							
<p>浜松市 地球温暖化 対策実行計画 (区域施策編)</p>	<p>【区域施策編】</p> <p>○趣旨 旧計画における 2017 年の改訂版の策定から 3 年が経過し、国内外の気候変動対策に係る動向等の変化を考慮し、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明や施策の進捗状況を踏まえ、目標や施策の見直しを行った。</p> <p>○計画期間 令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度（令和 7(2025)年度に見直しを実施）</p> <p>○温室効果ガス排出削減目標</p> <table border="1" data-bbox="373 584 1209 741"> <thead> <tr> <th rowspan="2">温室効果ガス</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準年度</th> <th colspan="2">目 標</th> </tr> <tr> <th>2013 年度</th> <th>2025 年度</th> <th>2030 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>千 t-CO₂</td> <td>5,724.6</td> <td>4,378.4</td> <td>4,005.1</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>千 t-CO₂</td> <td>—</td> <td>▲ 1,346.9</td> <td>▲ 1,719.5</td> </tr> <tr> <td>増減率</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>▲ 23.5</td> <td>▲ 30.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○削減目標の設定 令和 12(2030)年度において平成 25(2013)年度比で 30%削減</p> <p>○緩和策の施策と方針</p> <p>施策 1) 省エネルギーの推進 (945.9 千 t-CO₂削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者への省エネルギー普及促進 ・市民への省エネルギーライフスタイル普及促進 ・市の率先行動 <p>施策 2) 再生可能エネルギーの導入促進 (削減目標量は施策 1 に含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーなどの導入促進 ・エネルギー関連技術・製品への支援 <p>施策 3) 脱炭素都市の推進 (343.9 千 t-CO₂削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点ネットワーク型都市構造の実現と公共交通の利用促進 ・次世代自動車の普及促進 ・自動車の賢い利用の普及 ・建築物・インフラなどの低炭素化 ・二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制 ・水素社会の実現 <p>施策 4) 二酸化炭素吸収源の確保 (249.4 千 t-CO₂削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林資源の利用促進と林業の活性化 <p>○2050 年長期ビジョン 「二酸化炭素排出実質ゼロ、脱炭素社会の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーを賢くつかう（省エネルギーの推進） ・持続可能な脱炭素のまちづくり（化石燃料から電気への転換） ・ゼロカーボンエネルギーをつくる（再生可能エネルギーの導入促進） ・二酸化炭素を吸収する（森林資源の活用と保全） 	温室効果ガス	単位	基準年度	目 標		2013 年度	2025 年度	2030 年度	排出量	千 t-CO ₂	5,724.6	4,378.4	4,005.1	増減量	千 t-CO ₂	—	▲ 1,346.9	▲ 1,719.5	増減率	%	—	▲ 23.5	▲ 30.0
温室効果ガス	単位			基準年度	目 標																			
		2013 年度	2025 年度	2030 年度																				
排出量	千 t-CO ₂	5,724.6	4,378.4	4,005.1																				
増減量	千 t-CO ₂	—	▲ 1,346.9	▲ 1,719.5																				
増減率	%	—	▲ 23.5	▲ 30.0																				

出典：「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[2021]」（令和 3 年 4 月 浜松市）

表 2.2.15(3) 地球温暖化対策に関する計画の概要

計画等	概要等（一部抜粋）																								
<p>浜松市 地球温暖化 対策実行計画 (事務事業編)</p>	<p>【事務事業編】</p> <p>○趣旨 「第4期計画」の計画期間満了により、本計画を策定し、市役所自らが率先して温室効果ガスの削減に取り組んでいく。</p> <p>○計画期間 令和3（2021）年度～令和12（2030）年度</p> <p>○温室効果ガス削減目標</p> <table border="1" data-bbox="373 546 1286 707"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>【基準年度】 2013(平成25)年度 排出量 (t-CO₂)</th> <th>【目標年度】 2030(令和12)年度 排出量 (t-CO₂)</th> <th>削減目標 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の運営に伴うエネルギー使用</td> <td>101,419</td> <td>56,387</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>公用車の利用に伴う燃料使用</td> <td>2,352</td> <td>1,660</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基本方針と取組</p> <p>基本方針1) 温暖化対策マネジメントシステム及び国民運動「COOL CHOICE」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策マネジメントシステムの推進 ・国民運動「COOL CHOICE」の推進 <p>基本方針2) 施設の省エネ化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運用改善・設備改修（LED 照明導入を除く） ・LED 照明の導入 ・小・中学校への空調設備導入事業 ・二酸化炭素排出係数を考慮した電力の購入 ・指定管理者等への温室効果ガス削減の要請 <p>基本方針3) 再生可能エネルギーの導入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等の設置 ・木質バイオマス燃料の活用 ・バイオマス発電の活用 <p>基本方針4) 公用車等の温室効果ガス排出量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車における次世代自動車の導入 ・エコドライブの推進 ・環境配慮契約による公用車の購入及び賃貸借 <p>基本方針5) ごみの減量・リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量 ・廃プラスチック類の減量 <p>○実施体制及び進捗管理</p> <p>浜松市役所温暖化対策マネジメントシステムにより、計画、実施、点検・評価及び見直しを行い、進捗管理の指標を定め、毎年調査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">表 進捗管理指標</p> <table border="1" data-bbox="389 1693 1209 2011"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量・削減量 (t) 削減率 (%)</td> <td>温室ガスの総排出量 (削減量) 及び削減率</td> </tr> <tr> <td>排出量・削減量 (t) 削減率 (%)</td> <td>施設の運営に伴うエネルギー使用に起因する二酸化炭素排出量 (削減量) 及び削減率</td> </tr> <tr> <td>排出量・削減量 (t) 削減率 (%)</td> <td>公用車の利用に伴う燃料使用に起因する二酸化炭素排出量 (削減量) 及び削減率</td> </tr> <tr> <td>LED 照明化率 (%)</td> <td>照明の LED 照明化率</td> </tr> <tr> <td>台数 (台) 導入率 (%)</td> <td>次世代自動車の導入 (HV、PHV、EV、FCV、CDV) の導入台数 (導入率)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	【基準年度】 2013(平成25)年度 排出量 (t-CO ₂)	【目標年度】 2030(令和12)年度 排出量 (t-CO ₂)	削減目標 (%)	施設の運営に伴うエネルギー使用	101,419	56,387	44	公用車の利用に伴う燃料使用	2,352	1,660	29	指 標	内 容	排出量・削減量 (t) 削減率 (%)	温室ガスの総排出量 (削減量) 及び削減率	排出量・削減量 (t) 削減率 (%)	施設の運営に伴うエネルギー使用に起因する二酸化炭素排出量 (削減量) 及び削減率	排出量・削減量 (t) 削減率 (%)	公用車の利用に伴う燃料使用に起因する二酸化炭素排出量 (削減量) 及び削減率	LED 照明化率 (%)	照明の LED 照明化率	台数 (台) 導入率 (%)	次世代自動車の導入 (HV、PHV、EV、FCV、CDV) の導入台数 (導入率)
区 分	【基準年度】 2013(平成25)年度 排出量 (t-CO ₂)	【目標年度】 2030(令和12)年度 排出量 (t-CO ₂)	削減目標 (%)																						
施設の運営に伴うエネルギー使用	101,419	56,387	44																						
公用車の利用に伴う燃料使用	2,352	1,660	29																						
指 標	内 容																								
排出量・削減量 (t) 削減率 (%)	温室ガスの総排出量 (削減量) 及び削減率																								
排出量・削減量 (t) 削減率 (%)	施設の運営に伴うエネルギー使用に起因する二酸化炭素排出量 (削減量) 及び削減率																								
排出量・削減量 (t) 削減率 (%)	公用車の利用に伴う燃料使用に起因する二酸化炭素排出量 (削減量) 及び削減率																								
LED 照明化率 (%)	照明の LED 照明化率																								
台数 (台) 導入率 (%)	次世代自動車の導入 (HV、PHV、EV、FCV、CDV) の導入台数 (導入率)																								

出典：「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）[2021]」（令和3年4月 浜松市）